

はしがき

著作権法については法律第 9785 号（2009.7.31.改正）まで、著作権法施行令については大統領令第 22003 号（2010.1.27.改正）までを反映した『外国著作権法令集（45）—韓国編』（以下「旧版」という。）を公開したのが 2011 年 3 月、今からちょうど 15 年前のことである。

旧版の公開以降、韓国では著作権法の改正が 21 回、著作権法施行令の改正が 27 回にわたって行われた。これほど頻繁な改正は、著作権をめぐる社会的状況の目まぐるしい変化を映すものであり、最新の韓国著作権法の条文を日本に紹介する必要性もいっそう高まったと考える。

そこで今回は、著作権法については 2026 年 2 月 10 日に改正された法律第 21336 号まで、著作権法施行令については 2025 年 10 月 1 日に改正された大統領令第 35811 号までを反映した新訳を公開することとした。この翻訳が、著作権をめぐる韓国の近時の動向を理解するうえで少しでも役に立てれば幸いである。

なお、和訳にあたっては、理解を損なわない範囲でできる限り原文に忠実に訳することを旨としつつ、必要最小限の範囲において日本の法令用語の用法に準じた変更を加えた箇所があることをお断りしておく。

2026 年 3 月
張睿暎